

青嵐中学校建替協議会最終答申

1. はじめに

学校教育を取り巻く情勢は、21世紀を迎えた今日、大きく変化し始めている。少子高齢化の進行、ゆとり教育の導入、国際化・高度情報化社会の進展、学校の安全性確保、生涯学習への対応、学校選択制度等、従来の学校教育から更なる進化を促す、次世代への変化の波を迎えつつある。

こうした状況の中で、青嵐中学校もこれらの変化の波に的確に対応していくために、次の項目において何らかの対策を施す必要がある。

- ・校舎の老朽化が進み、耐震性での不安
- ・いわゆる「蜂の巣校舎」といわれる特殊な形態であるため、火災発生時の安全確保への不安、校舎北西部の教室の通風や採光などの学習環境の問題
- ・少人数授業やグループ学習等の新しい教育システムへの対応
- ・周辺地域の開発による人口増加が予想され、それに伴う生徒数増加への対応

そして、これまで長年にわたり学校にかかわった多くの人達の要望も踏まえ、平成14年5月に青嵐中学校校舎建替についての検討を行うべく「青嵐中学校建替協議会」が発足した。本協議会は、建替スケジュールや新校舎への要望、更には学校運営のあり方に至るまで、校舎建替に関わるあらゆる項目について審議を重ね、平成15年1月に基本構想についての中間答申を行った。その後も更に審議を重ね、延べ17回にわたる審議を行った。

結論として、青嵐中学校校舎の建替えにおいては中間答申のとおり、これからの時代を担う子ども達の学びの場であり、人間形成を育む生活の場としての学校であること。地域の核を目指し生涯学習の場として地域住民と共に学ぶ場であることが望ましいことを提言し、最終答申とする。

2. 青嵐中学校建替計画中間答申〈基本構想〉について

本協議会はまず、新しい青嵐中学校建替計画の目指すべき方向性を見出すため、先進市の新しい中学校施設の視察を含め計6回の会議を開催し、それらの会議で取り上げられた各種条件や要望等を協議・検討し、平成15年1月に基本構想をまとめ次のように中間答申を行った。

建替えにあたっての基本的な考え方として、創意工夫を生かした「特色ある学校推進事業」の実現の場とする。多様な学習活動に対応できるよう、教育機能や教育空間が充実した場とする。校舎は外部騒音、自然等に配慮した施設とし、バリアフリー化を図る。情報化・国際化に対応できるようハード、ソフト面での充実を図る。エコスクール化の可能性を探求する。地域の核となる学校を目指し、若者や高齢者が幅広く利用できる生涯学習の場として、地域住民と共に学ぶ場とする。西東京市最北部の防災拠点として充実させる。

地域に開放した施設とすると共に安全対策を考慮する。

3. 青嵐中学校建替計画実施設計にあたって

本協議会は、中間答申の基本構想の理念に基づき、更なる協議・検討を重ね、又、教職員、生徒、保護者、近隣小学校のPTA、市民説明会での市民の意見・要望等を取り入れながら、青嵐中学校校舎等建替基本設計（案）として別図のとおりとすることが望ましいとの結論に達した。

なお、実施設計に当たって、次の事項について、今後とも十分に配慮されるよう要望するものである。

- (1) 基本設計において寄せられた教職員・生徒・保護者・地域住民の意見・要望等のできる限り取り入れ反映するよう努力すること
- (2) 可能な限り環境に配慮した設計内容とすること
- (3) 子ども達の間人形成にふさわしい適切な施設づくりとすること
- (4) 建替期間中の教育環境の維持、および生徒の安全確保に努めること

さらに、上記に加えて、今後予測される、敷地南側の都市計画道路建設時の騒音や安全への対策、民地の買収、中学校給食等の問題への適切な対応が望まれる。

4．計画案作成の経緯

(1) 学校運営形態の決定

計画案を策定するにあたり、まずは前提条件として学校の運営形態を定める必要がある。中学校の運営形態としては**特別教室型**と**教科教室型**があげられるが、本協議会において先進市の新しい中学校施設の視察及び詳細な検討を行った結果、生徒の移動時間が短くて済むこと、各教室に落ち着きが得られること、教師間のコミュニケーションが取りやすい事等の理由により、特別教室型が好ましいという結論に達した。

特別教室型 通常の授業は普通教室で行い、特別な装置や器具が必要となる授業の時だけ教室を移動する運営形態。

教科教室型 ホームベースと呼ばれる室を中心とし、生徒が授業ごとに科目にあわせて各教室を移動する運営形態。

(2) 諸条件の整理

配置・平面両計画案を作成するにあたり、まず計画の基礎となる諸条件の抽出・整理を行った。敷地の持つ自然条件、法的規制、周辺地域の状況、道路条件、インフラの整備状況、想定される将来の生徒数の変動等がそれにあたる。それらの諸条件に加え、教職員・生徒・保護者・地域住民の新しい青嵐中学校への要望事項を加味し、詳細な検討を行うこととした。

配置計画案の作成

配置計画案の作成にあたっては、次の各項目についての検討を行った。

その結果、敷地の西側に校舎等を配置する案が最も適しているという結論に達し、それに基づいた配置計画案を作成した。

- ・敷地周辺、特に北側隣地へ及ぼす日影の影響
- ・都市計画道路が生徒の学習環境へ及ぼす影響に配慮
- ・グラウンドへの日照の確保
- ・工事期間中の良好な学習環境の確保
- ・敷地内に地域住民の通り抜けが可能な通路を確保
- ・プール・体育館の配置を考慮し、敷地の有効利用を図る。

平面計画案の作成

平面計画案の作成にあたっては、諸条件及び前項目にて作成した配置計画案に則り、次の各項目についての検討を行った。

その結果、普通教室と特別教室をそれぞれ区分し、その中央部にオープンスペースを設置した案が最も適しているという結論に達し、それに基づいた青嵐中学校基本設計を作成した。

- ・多様な学習形態への対応を可能とする平面計画
- ・普通教室は学年単位でまとめて配置
- ・各種オープンスペースを校内随所に設置し、コミュニケーションの円滑化を促す。
- ・地域開放時の対応のしやすさに配慮し、特別教室は普通教室部と区分して配置する。
- ・学校内のセキュリティ確保に配慮し、管理諸室は1階メインアプローチ側にまとめて配置する。